

## 大野城市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

### 1 目的

このガイドラインは、防犯カメラ設置補助金交付制度に伴い、個人住宅への防犯カメラの設置及び運用について配慮すべき事項を定めることにより、防犯カメラの有効性を確保するとともに、市民等のプライバシーの保護を図ることを目的としています。

### 2 定義

#### (1)防犯カメラ

撮影機器、録画機器その他これらの関連機器で構成されたものであって、犯罪抑止を目的として、屋外に固定して設置された装置をいいます。

#### (2)画像データ

防犯カメラにより撮影され、画像記録装置又は外部記録媒体に記録された電磁的記録であって画像表示装置を用いて画像として表示することができるものをいいます。

#### (3)設置管理者

防犯カメラ及び画像データの適切な管理運用を行う者をいいます。

### 3 設置(撮影区域及び表示)について

(1)防犯カメラは防犯効果が発揮される場所に、適切な台数を設置してください。

(2)防犯カメラの設置にあたっては、犯罪の予防効果の向上及びプライバシーの保護との調和を図るため、不必要な個人の映像を撮影しないように撮影区域を必要な範囲に限定することに努めなければなりません。

(3)やむを得ず設置管理者以外が所有する土地建物が撮影範囲に含まれる場合は、対象者に事前説明を行い、同意を得てください。

(4)防犯カメラの撮影区域又はその付近の見やすい場所に、防犯カメラの設置を明示する表示板を設置してください。

### 4 防犯カメラの操作及び視聴について

防犯カメラの操作及び視聴は、設置管理者が行うものとします。

### 5 画像データの適正な管理について

(1)画像データが外部に漏れることのないよう、慎重に管理してください。

(2)画像データの保存期間は、設置目的を達成する範囲内の必要最小限度の期間とし、不必要なデータを保存しないでください。

(3)画像データは、設置管理者以外の者が立ち入ることのできない場所で厳重に保管し、「6 画像の提供について」の場合を除いて、複写及び外部への持ち出しは禁止します。

(4)画像データの加工は禁止とし、保存期間が終了した時は上書き又は初期化により消去してください。

(5)記録媒体(メモリーカード等)を破棄する場合、破碎又は復元のできない完全な消去を行い、画像データを読み取れないようにしてください。

## 6 画像の提供について

(1)設置管理者は、次のいずれかに該当する場合に限り、第三者に画像データを提供することができます。

- ① 刑事訴訟法等の法令に定めがある場合
- ② 捜査機関から、犯罪又は事故の捜査目的で画像データ提供の要請を受けた場合
- ③ 人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急かつやむを得ないと認められる場合

(2)画像データを提供する際、提供する相手に身分証明書の提出を求め、身元の確認を行ったうえで提供してください。画像データの提供依頼は、文書によって提出させることが望ましいです。

## 7 秘密の保持について

設置管理者は、防犯カメラの画像データから知った個人情報を、第三者に漏らしてはいけません。また、それらを犯罪抑止以外の目的のために使用してはいけません。

防犯カメラに記録された画像データを取り扱う場合には、このガイドラインのほか、個人情報の保護に関する法律の例により適正に取り扱うものとします。

このことは、設置管理者でなくなった後においても同様とします。

## 8 問合せ等への対応について

設置管理者は、防犯カメラに関する問合せや苦情を受けた場合は、誠実かつ速やかに対応してください。

## 9 防犯カメラの保守点検について

設置管理者は、防犯カメラに関わる機器を定期的に点検してください。

## 10 防犯カメラの撤去について

設置管理者は、防犯カメラの運用をやめると決定した場合、責任を持って撮影装置や設置表示を撤去してください。